

青葉台五丁目町会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、青葉台五丁目町会と称する。

第2条 本会の所在地は、町会長宅とする。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、町会会員の親睦を図り、その共有の利益と権利を守り、町会の発展並びに公益と福祉を増進することを以って目的とする。

第4条 本会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

1. 市原市行政上の協力及び行政に対する要望事項
2. 防災防犯、交通、環境、広報に関する事項
3. 青少年の指導育成に関する事項
4. 町会会員の互助・親睦・福祉に関する事項
5. 公共公益的施設の管理に関する事項
6. その他、目的達成に必要な事項

第5条 本会に第4条の5 運営機関として次の各担当部門を置く(運営細則第1条参照)

1. 防犯防災
 2. 広報環境その他
 3. イベント活性化
 4. 子供・高齢者福祉
- 尚、災害発生に備え、自主防災隊を置く。

第6条 町会は次の団体に加入する。

1. 姉崎地区町会連合会
2. 青葉台町会協議会(青葉台町会で構成)

第3章 構 成

第7条 本会は、原則として青葉台五丁目地区内に居住する者を以って組織する。

第4章 会員の権利と義務

第8条 町会会員は、次の権利を有する。

1. 本会の総会及び部会に出席して意見を述べ、総会に出席する権利
2. 本会が行う各種の事業に参加して、利益を受ける権利
3. 会計を閲覧し、また会計監査を受ける権利
4. 規約に基づく機関の決定及び本会の業務執行について報告を求める権利

第9条 町会会員は次の義務を負うものとする。

1. 規約及び機関の議決を守る義務
2. 本会の総会に出席する義務
3. 本会の町会費を負担する義務

第5章 機 関

第10条 本会に次の機関を置く。

1. 総会(住民大会)
2. 役員会(班長会)

第11条 総会は本会の最高議決機関として毎年 1 回 3 月に開催する。但し、次の各号に該当する場合は、会議の目的を明示して臨時総会を開催することができる。

1. 町会会員総数の 2 分の 1 以上の請求があった時
2. 役員会が必要と認めた時

第12条 次の各号に該当する事項は総会に付議するものとする。

1. 規約の改正
2. 年間の事業計画及び事業報告
3. 予算及び決算
4. 役員承認
5. その他本会の目的達成上重要な事項

第13条 総会は町会長が招集し、開催日時、場所、議題を予め会員に通知する。但し、緊急やむを得ない場合の臨時総会はこの限りではない。

第14条 総会は、町会会員の過半数の出席を以って成立し(委任状行使は1世帯につき1枚限りとする)、議事は出席した町会会員の過半数を以って決定する。

第15条 役員会は本会の執行機関とする。

1. 役員会は役員を以って構成し、規約及び総会の決定事項に基づいて本会の業務を執行する。
2. 前項の事項については次期定例総会に報告して承認を受けるものとする。
3. 定例役員会は原則として毎月 1 回会長が召集して開催する。但し、役員 2 分の 1 の請求があったとき、又は町会長が必要と認めたときは臨時に開催できる。
4. 役員会は役員 2 分の 1 以上の出席を以って成立し、議事を審議決定する。議決は出席役員 過半数の賛意を必要とする。

第6章 役員及び担当業務

第16条 本会に次の役員を置く。

1. 町会長 1 名
2. 副会長 4 名
3. 会計 1 名
4. 会計監査 1 名
5. ブロック長(班長兼務) 3 名
6. ブロック長補佐(班長兼務) 3 名
7. 班長 各班から 1 名(ブロック長・ブロック長補佐含めて計 13 の班長)

第17条 町会長、副会長、会計(町会三役という)は次の通り選出される。

1. 班を次のブロックに編成し、各ブロック単位で町会三役となる役員を 1 月末日までに、それぞれ次の通り選出する。

第 1 班～第 5 班	Aブロック 2 名
第 6 班～第 9 班	Bブロック 2 名

第 10班～第 13班 Cブロック 2名

2. 前項により選出された役員は、互選によりその役割(会長、副会長、会計)を決定し、1月末日までに現在の町会長に候補者名簿を提出する。

第18条 役員は次の方法により選出し、総会で確認の手続きをとるものとする。

1. 班長 各班内の輪番や互選等により選出する。
2. ブロック長 班長の輪番による選出を原則とする。ブロック内で特別な事情がある時は、協議する。
3. ブロック長補佐 班長の輪番による選出を原則とする。
4. 三役 前条に定める選出基準により、各班の輪番による選出を原則とする。但し、既に候補者がいる場合は、その限りでない。尚、当該班の世帯数の減少その他選出困難な事由が生じた時は、対応について役員で協議する。
5. その他 持病等、町会活動困難な会員は班長に相談の上、上記役員の責務を辞退することができる。

第19条 会計監査は前期会計が監査し、総会で確認の手続きをとるものとする。

第20条 三役及び監査の任期は2年間(4月1日より翌々年3月31日)とし、会長、副会長は西暦偶数年に、会計、会計監査は西暦奇数年に改選する。
班長の任期は1年間(4月1日より翌年3月31日)とし、毎年改選する。

第21条 役員に欠員を生じた時はこれを補充し、任期は前任者の残任期間とする。

第22条 必要に応じ、町会長は特定事項に関し参事を指名することができる。

第23条 役員の任務は次の通りとする。

1. 町会長は、町会を代表し職務を統括する。また、協議会へ委員として出席する。協議会では専任された委員を兼ねる。
2. 副会長は担当部長を担うと共に、町会長を補佐し、町会長に事故あるときはその職務を代行する。また、協議会に委員として出席すると共に、専任された委員を兼ねる。
3. 会計は町会の会計の職務を行う。会計は他の役職を兼ねることができない。尚、協議会へ役員として出席する。
4. ブロック長は各ブロックの班長を纏めるとともに、回覧物などの配布、回収等を行う。
5. 班長は班員を統括し、班員の意思を役員会に反映させ、諸事項の審議決定に参画し諸伝達事項を班員に知らせる。
6. 会計監査は年に1回以上の町会会計事務を監査し、監査結果を総会、及び役員会に報告し承認を得るものとする。
7. 班長は年度当初の役員会において、互選により第5条に定める事業を分担する。
8. 参事は三役を補佐し、関係会議等に参加する。

第7章 会計

第24条 本会の経費は町会員の会費、寄付金、その他の収入を以ってこれに当てる。

第25条 町会費は次の通りとする。

1. 町会費の変更は総会の議決により行う。
2. 町会費は班長が徴収し、まとめて会計に納入する。
3. 既に納入された町会費は返却しない。
4. 月の途中で転入居があった場合は翌月の町会費より徴収する。
5. 二世帯同居の町会費は一世帯分を徴収する。
6. 徴収月に転出が確定している場合は、転出月まで月割りで徴収する。

第26条 本会の会計年度は毎年3月1日から翌年2月28日までとする。

第27条 予算及び決算は、事項別に収支を予め公表した上で定例総会において承認を得なければならない。

第8章 会員名簿

第28条 本会に町会会員名簿を備え、常に町会会員の現状の世帯状況を把握し、市への定期報告に対応するとともに、福祉・防犯・防災活動に活用する。名簿は非公開として町会長または委任された三役が管理する。

また、見守り活動の充実を図る為に民生委員に抜粋した情報を共有化する。
(高齢一人世帯、二人世帯)

但し、災害時支援及び見守り活動の充実を図る為に、災害時支援希望者及び見守り支援希望者と各支援協力者の氏名を班内に開示する。詳細な個人情報は開示しない。情報については開示後、班長が保管する。

尚、町会会員名簿は2年に1回、西暦の奇数年度の4月に居住者を調査し改訂する。

第29条 班長は町会会員に異動を生じたときは町会長又は役員に速やかに報告する。

附 則

第30条 本会に若干の顧問をおくことができる。

三役が交代する時は、現在の三役は2年間顧問に就任し、新三役に対し町会運営に関する必要な助言と協力をするものとする。また、災害連絡支部の設置、運営を行う。

第31条 町会会則に定めない事項、又は疑義が生じた場合は役員会で審議し決定する。

第32条 町会会則を補足するため、別に青葉台五丁目町会会則運営規則を定める。

- 第33条 本会則は昭和 52 年 4 月 1 日から実施する。
1. 昭和 46 年 4 月 1 日 青葉台五丁目町会設立
 2. 昭和 60 年 4 月 6 日 第 1 回改正
 3. 昭和 62 年 3 月 28 日 第 2 回改正
 4. 昭和 63 年 3 月 19 日 第 3 回改正
 5. 平成 2 年 3 月 24 日 第 4 回改正
 6. 平成 5 年 3 月 21 日 第 5 回改正
 7. 平成 6 年 3 月 27 日 第 6 回改正
 8. 平成 7 年 3 月 19 日 第 7 回改正
 9. 平成 12 年 3 月 12 日 第 8 回改正
 10. 平成 15 年 3 月 16 日 第 9 回改正
 11. 平成 16 年 3 月 21 日 第 10 回改正
 12. 平成 19 年 3 月 31 日 第 11 回改正
 13. 平成 21 年 3 月 31 日 第 12 回改訂
 14. 平成 29 年 3 月 12 日 第 13 回改定
 15. 平成 31 年 3 月 10 日 第 14 回改定(第 28 条見守り支援希望者の
氏名開示)
 16. 2021 年 4 月 1 日 第 15 回改定(第 16 条、17 条、18 条 3 項、20 条、
28 条)
 17. 2022 年 4 月 1 日 第 16 回改定(第 28 条災害時支援者の氏名班内開示)
 18. 2023 年 4 月 9 日 第 17 回改定(第 18,28,30 条)
 19. 2024 年 4 月 13 日 第 18 回改定(第 33 条 1)
 20. 2024 年 5 月 4 日 第 19 回改定(第 5 条 2, 3, 4)